

亜細亜大学学則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本学は、亜細亜大学（以下「本学」という。）と称し、東京都武蔵野市境5丁目8番に、これを設置する。

（目的）

第2条 本学は、学校教育法の定めるところにより、広く一般教育に関する知識を授けるとともに深く専門の学術を研究教授するをもって目的とし、特に日本及び亜細亜の文化社会の研究と建設的実践に重点を置き、もって亜細亜融合に新機軸を打ち出す人材を育成するをその使命とする。

（各学部・学科の目的）

第3条 各学部・学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 経営学部経営学科は、語学、情報処理、数量的分析等のスキルを修得するとともに幅広い教養とコミュニケーション能力を培い、経営・会計・マーケティング領域を中心とした経営学の専門的知識・実践能力の修得を通して、国際的視野を持ったマネジメント能力を有した人材を育成する。
- (2) 経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科は、幅広い教養とコミュニケーション能力を培い、ホスピタリティ産業で求められているホスピタリティの専門知識・実践能力及び経営・会計・マーケティング領域を中心としたマネジメント能力を有する即戦力となる人材を育成する。
- (3) 経営学部データサイエンス学科は、プロジェクト型演習を柱とする教育を通して企業や社会における課題を分析し、データサイエンス・AIの手法を用いて課題解決に結び付けることができ、AIやテクノロジーが急速に進展するグローバル社会を牽引する人材を育成することを目的とする。
- (4) 経済学部経済学科は、幅広い教養を体得するとともに、ミクロ経済学及びマクロ経済学の履修により専門基礎学力を修得し、さらに多様な専門科目を学修することによって、内外の経済社会に関する知識を深め、急速な技術の革新と社会のグローバル化の中にあって、変化に対応し、経済社会に真に貢献することのできる人材を育成する。
- (5) 法学部法律学科は、法学教育に不可欠な教養的知識の学習及び少人数教育を柱とする法律科目の徹底的な指導を通して、幅広い教養と豊かな人間性を培い、法的思考方法を身につけ、どのような状況においても的確な判断と行動ができ、かつ他人の痛みを真に理解できる人材を育成する。
- (6) 国際関係学部国際関係学科は、政治・法律・経済・社会にわたる学際的専門教育、発信力を重視した英語教育並びに幅広く深い教養教育を通して、国際的視野と総合的判断力を養い、世界の国際関係と国際社会における我が国の役割を理解し、時代の要請に応じて国際社会の平和と発展に貢献できる有為な人材を育成する。
- (7) 国際関係学部多文化コミュニケーション学科は、国境を越える多文化交流の歴史と現状についての教育、国際関係についての基礎教育、発信力を重視した英語教育並びに幅広く深い教養教育を通して多様な文化背景を持つ人々をつなぐ高いコミュニケーション能力を養い、文化の相互

尊重の視点に立って、アジアをはじめとする世界諸地域における多文化間の交流と対話を促進できる有為な人材を育成する。

(8) 社会学部現代社会学科は、社会学の知見と学問手法を基軸としつつ、他の社会諸科学の学問知識も生かしながら、現代社会の諸課題とその分析方法を学び、多様性の尊重と寛容の精神をもって、地域、企業、世界の現場で他者と協力して問題解決にあたることのできる人材を育成する。

2 各学部・学科は、前項に規定する目的を踏まえて、次の方針を定める。

- (1) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- (2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- (3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

3 前項各号の方針に関する事項は、別に定める。

（学長・副学長）

第4条 学長を1名置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 第1項及び第2項のほか、副学長を1名又は2名置くことができる。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

（自己点検・評価）

第5条 本学は、教育研究水準の向上を図り、第2条及び第3条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 点検及び評価の事項・体制に関する規則は、別に定める。

（認証評価）

第6条 本学は、学校教育法に則り、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けるものとする。

2 認証評価の事項・体制に関する規則は、別に定める。

（学部・学科及び学生定員）

第7条 本学に次の学部及び学科を置き、定員は次のとおりとする。

入学定員 3年次編入学定員 収容定員

経営学部経営学科

325名 15名 1,330名

ホスピタリティ・マネジメント学科

150名 600名

データサイエンス学科

80名 320名

経済学部経済学科

250名 1,000名

法学部法律学科

320名 1,280名

国際関係学部国際関係学科

	130 名	520 名
多文化コミュニケーション学科		
	130 名	520 名
社会学部現代社会学科		
	145 名	580 名

(大学院)

第 8 条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(研究所及び教育センター)

第 9 条 本学に、次の研究所及び教育センターを置く。

(1) アジア研究所

(2) 英語教育センター

2 本学には前項に定めるほか、各学部学会又は研究所を置く。

3 前 2 項に関する規則は、別に定める。

(別科)

第 10 条 本学に、留学生別科(外国人予備教育課程)を置く。

2 留学生別科に関する規則は、別に定める。

第 2 章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限及び在学年限)

第 11 条 学部の修業年限は 4 年とし、在学年限を 8 年とする。

2 2 年次に編入学した者の当該学部の修業年限は 3 年とし、在学年限は 6 年とする。

3 3 年次に編入学した者の当該学部の修業年限は 2 年とし、在学年限は 4 年とする。

(進級)

第 11 条の 2 入学から第 3 学年までの間、同一学年に 1 年間(通算 2 学期)在籍した者は、その上級の学年に進級となる。ただし、進級時期は年度末とする。

2 前項にかかわらず、秋学期に入学した者については、1 年間(通算 2 学期)在籍した後の春学期末に進級となる。

3 留学から帰国した者の学年の取り扱いは、別に定める。

(学年)

第 12 条 本学の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。ただし、秋学期の始めに入学した場合の学年は、10 月 1 日に始まり、翌年 9 月 30 日に終わるものとする。

(学期)

第 13 条 学年を、次の 2 学期に分ける。

春学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

秋学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 14 条 定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
 - (3) 本学創立記念日 11 月 4 日
 - (4) 夏季休業、冬季休業、春季休業は、別に定める
- 2 学長は前項の規定にかかわらず、教育上必要があるときは、休日又は休業日に授業を行うことができる。
 - 3 学長は必要がある場合は、第 1 項に定めた休業日のほか、臨時に休業日を定めることができる。

第 3 章 授業科目及び単位算定基準

(授業科目)

第 15 条 授業科目を分けて、全学共通科目及び専門科目とする。

- 2 授業科目及び単位数等は、別表 I のとおりとする。
- 3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 4 授業科目の履修に関する規則は、別に定める。

(資格課程の授業科目)

第 16 条 教職課程に関する科目、図書館学課程に関する科目、司書教諭に関する科目及び社会教育主事課程に関する科目を置く。

- 2 授業科目及び単位数等は、別表 II のとおりとする。

(単位)

第 17 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じて、前各号に規定する基準を考慮して 1 単位とする。
- 2 前項に示す授業における 1 時間は 45 分を基準に運用する。

(メディアを利用して行う授業)

第 18 条 本学において教育上有益と認めるときは、前条の授業を、多様なメディアを高度に利用して、教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修し、修得できる単位は 60 単位を超えないものとする。

第 4 章 試験及び単位の認定

(試験及び成績評価)

第 19 条 授業科目修了の認定は平素の成績及び筆記試験又は論文による。ただし、科目の性質等によりあらかじめ定めたものについては、他の方法によることができる。

2 各授業科目の試験等による成績評価は、100点満点とし、100点～90点をS、89点～80点をA、79点～70点をB、69点～60点をC、59点以下をDの5級に分ち、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

3 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

4 試験の実施方法に関する規則は、別に定める。

(成績評価基準の明示等)

第20条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(他学部専門科目の学修)

第21条 各学部の教授会が教育上有益と認めるとき、他学部の専門科目を一定の単位に限り、卒業要件単位となる科目として履修させることができる。

(他大学等における学修)

第22条 教授会が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修し、修得した単位については、学長は教授会の意見を聴き、60単位を限度に卒業要件単位として認めることができる。

3 前2項は、国内外の大学等へ留学した場合及び国内外の大学における通信教育による授業科目を、我が国において履修する場合にも適用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第23条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を認めることができる。

2 前項により認めることができる単位数は、前条において修得したものと認める単位数と合わせ60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第24条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなし単位を認めることができる。

2 前項により修得したものとみなして認めることのできる単位数は、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第22条及び前条による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第5章 卒業・学位授与及び資格の取得

(卒業の認定要件)

第 25 条 卒業の認定要件は、合計 124 単位以上を修得していることとし、その内訳は、別表 I のとおりとする。

2 本学に 4 年（第 44 条の規定により入学した者については、第 11 条に定める在学すべき年数）以上在学し前項に定める単位を修得した者には、学長が教授会の意見を聴き、卒業を認定し、学位記を授与する。

3 卒業の時期は、学年末とする。ただし、学長が特別の事情があると認める者に対しては、学期末とすることができる。

（学位）

第 26 条 前条により卒業した者は、次の区別に従い、学士の学位を授与する。

経営学部 学士(経営学)

経済学部 学士(経済学)

法学部 学士(法学)

国際関係学部 学士(国際関係)

社会学部 学士(社会学)

（教職課程）

第 27 条 教育職員免許状を取得しようとする者は、第 25 条の規定によるほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類	免許教科
経営学部	経営学科	中学校教諭 1 種免許状 高等学校教諭 1 種免許状	社会 公民・商業
経済学部	経済学科	中学校教諭 1 種 免許状高等学校教諭 1 種免許状	社会 公民
法学部	法律学科	中学校教諭 1 種 免許状高等学校教諭 1 種免許状	社会 公民
国際関係学部	国際関係学科	中学校教諭 1 種 免許状高等学校教諭 1 種免許状	社会・英語 公民・英語

（図書館学課程）

第 28 条 司書及び司書教諭免許状を取得しようとする者は、第 25 条の規定によるほか、図書館法施行規則及び学校図書館司書教諭講習規程に定める所定の単位を修得しなければならない。

（社会教育主事課程）

第 29 条 社会教育主事の資格を取得しようとする者は、第 25 条の規定によるほか、社会教育法及び社会教育主事講習等規程に定める単位を修得しなければならない。

第 6 章 入学、休学、復学、退学、除籍、再入学、編入学、留学、転部及び転科

（入学の時期）

第30条 入学は、原則として毎年1回、時期を春学期の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は学部長会の意見を聴いて、時期を秋学期の始めにすることができる。

(入学資格)

第31条 本学に入学できる者の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(出願手続き)

第32条 入学志願者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(入学選考)

第33条 入学志願者に対して選考を行う。選考の方法等に関する事項は、別に定める。

(入学手続き)

第34条 入学試験合格者は、本学所定の書類に学費を添えて指定の期日までに入学の手続きをしなければならない。

2 正当な理由なく前項の手続きをしない者は、合格を取り消すことがある。

(入学許可)

第35条 入学試験合格者のうちから、前条の手続きを行った者について学長が教授会の意見を聴き、入学を許可する。

(保証人)

第36条 保証人は、原則として父母のいずれかとする。ただし、双方を欠くときは、成年者で独立の生計を営む者をもって充てる。

2 保証人は、学生の在学中に生じた事項について責任を負うものとする。

3 保証人が変更になったときは、速やかに新たな保証人の氏名、住所等の連絡先を届け出なければならない。

(氏名・住所等の変更)

第37条 学生又は保証人の氏名・住所等連絡先が変更になったときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

(休学)

第38条 病気その他やむを得ない理由により2か月以上修学できない者は、保証人連署のうえ、本学所定の「学籍異動届」を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第39条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することがある。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第40条 休学期間が満了した場合は、復学となる。

2 復学の時期は、原則として学期の始めとする。

(退学)

第41条 病気その他やむを得ない理由で退学する場合は、保証人連署のうえ、その理由を記載した本学所定の「学籍異動届」を提出し、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第42条 次の各号の一に該当する者は、当該教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

(1) 在学年限が所定の年数を超えた者

(2) 第39条第2項に定める休学期間を超えた者

(3) 当該学期の学費を納めずに退学を申請した者

(4) 学費納入期限後2か月を経過してもなお納入しない者

(5) 死亡の届け出があった者

(6) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を喪失した者

(再入学)

第43条 第41条により退学した者又は前条第3号、第4号若しくは第6号により除籍された者が2年以内に保証人連署にて再入学を願い出たときは、選考のうえ、学長が当該教授会の意見を聴いて、これを許可することがある。この場合において退学又は除籍以前の在学期間及び修得単位は所定の在学年限及び卒業要件単位に算入する。

(編入学)

第44条 他の大学等に在学した者で、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者が、編入学定員を設ける学部・学科に編入学を願い出たときは、選考のうえ、入学を許可することがある。

(1) 短期大学又は外国の大学を卒業した者

(2) 大学の課程1年(31単位以上)又は2年(62単位以上)を修了した者(外国の大学を含む)

(3) 大学入学有資格者で、文部科学大臣の定めた基準(修業年限2年以上の課程修了に必要な総時間数 1,700時間以上)を満たす専修学校の専門課程を修了した者

(4) 高等専門学校、国立大学養護教諭養成所(3年制課程)又は国立工業教員養成所を卒業した者

(5) 高等学校専攻科(修業年限2年以上で、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす)を修了した者

- 2 前項の規定にかかわらず編入学定員を設けていない2年次又は3年次に編入学を願い出たときは、前項各号に基づき、欠員のある場合に限り、選考のうえ、入学を許可することがある。
- 3 編入生として入学する学生の出願手続き、入学選考、入学手続き、入学許可については、第32条、第33条、第34条及び第35条を準用する。
- 4 4年次の編入学は認めない。
- 5 編入学を許可された者の編入学の時期は、学期の始めとする。

(留学)

第45条 本学の学生が、国内外の大学、又はこれに相当する高等教育機関への留学を願い出た場合において、それが教育上有益と認められるときは、学長がこれを許可することがある。また、学生が休学することなく、外国の大学において授業科目を履修し、単位を修得することを許可することができる。

2 削除

3 留学に関する規則は、別に定める。

(転部・転科)

第46条 本学の学生が他学部への転部又は同学部内他学科への転科を願い出たときは、第2年次又は第3年次に欠員がある場合に限り、選考のうえ、当該教授会の意見を聴いて、学長がこれを許可することがある。

2 第4年次の転部及び転科は、認めない。

3 転部及び転科の選考方法等は、別に定める。

第7章 学費

(学費及び納入時期)

第47条 本学の学費は、別表Ⅲのとおりとする。

2 授業料、施設設備料は、春学期、秋学期に分け、4月及び10月に納入するものとする。

3 この章に定めがない学費に関する規則は、別に定める。

(納入金の返還)

第48条 既納の学費は、返還しない。ただし、入学手続完了後、定められた期日までに入学辞退を申し出た者に対しては、入学金以外の納入金を返還することがある。

(休学中の学費)

第49条 休学する者は、その学期の授業料、施設設備料を免除される。

2 休学する者は、休学在籍料を納入するものとする。

(学期途中の退学の学費)

第50条 退学する者は、その学期の授業料、施設設備料を納入するものとする。

(編入学、再入学等の学費)

第51条 編入学、再入学等の学費に関する規則は、別に定める。

(留学中の学費)

第52条 留学中の学費に関する規則は、別に定める。

第8章 職員組織

(職員組織)

第53条 本学は学長の下に次の専任職員を置く。

(1) 教育職員には、専任の教授、准教授、講師、助教を置く。また、必要に応じて客員教員、特別任用教員を置く。

(2) 事務職員には、専任事務職、技能職を置く。また、必要に応じて嘱託事務職員を置く。

2 前項のほか、本学は必要に応じ非常勤講師及び臨時事務職員を置く。

(職務)

第54条 教育職員及び事務職員の職務は、教育基本法及び学校教育法、並びに本学が定める規程による。

第9章 教授会及び委員会

(教授会)

第55条 各学部に教授会を置く。

2 教授会に関する規則は、別に定める。

(委員会)

第56条 本学又は学部に教育、厚生補導、図書施設、国際交流、就職支援、入学試験等に関して委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第10章 附属施設

(図書館)

第57条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関する規則は、別に定める。

第11章 厚生、保健施設

(厚生・保健施設)

第58条 本学の教職員、学生の保健医療及び厚生のため、保健室、カウンセリングセンターその他厚生・保健施設を設ける。

2 カウンセリングセンターに関する規則は、別に定める。

第12章 寄宿寮

(寄宿寮)

第59条 本学に寄宿寮を設ける。

2 寄宿寮に関する規則は、別に定める。

第13章 賞罰

(表彰)

第60条 成績優秀な者に対し、学長は、当該学部教授会の意見を聴いて、これを顕彰することができる。

2 次の各号の一に該当する個人又は団体に対して、学長は、学部長会の意見を聴いて、これを顕彰することができる。

(1) 特に学生自治の向上に貢献した個人又は団体

(2) 大学の名声を高め又は学生の模範となるべき行為をなした個人又は団体

(懲戒)

第 61 条 懲戒の対象となる行為を行った学生に対し、学長又は学長の委任を受けた学部長は学生委員会の意見を聴いてこれを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学、受験停止、単位無効及び譴責とする。

3 次の各号の一に該当する者に対しては、退学とすることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 学園の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

4 学長は、学生に対する第 2 項の退学、停学及び訓告の処分の手続きを定めなければならない。

5 学生の懲戒に関する規則は、別に定める。

第 14 章 公開講座、科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生、外国人留学生及び附置研究所研究生

(公開講座)

第 62 条 本学は、社会人の教養と文化の向上に資するため、公開講座を開催することができる。

(科目等履修生)

第 63 条 科目等履修生とは、本学学生以外の者で、一定の単位修得を目的として、本学において特定の授業科目の学修を許された者をいう。

(委託生)

第 64 条 委託生とは、公共団体その他の機関（外国の交流大学を含む）の委託に基づき、本学において学修を許された者をいう。

(特別聴講生)

第 65 条 特別聴講生とは、他の大学又は短期大学の学生で、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、履修を許された者をいう。

(履修証明プログラム生)

第 66 条 履修証明プログラム生とは、本学学生以外の者を対象とする体系的な知識・技術等の習得を目指す特別な課程の学修を許された者をいう。

(聴講生)

第 67 条 聴講生とは、本学学生以外の者で、単位の修得を目的とせず、本学において、特定の授業科目の学修を許された者をいう。

(外国人留学生)

第 68 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

(附置研究所研究生)

第 69 条 研究生として入所できる者は、アジア研究を目的とし、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者とする。

2 附置研究所研究生に関する規則は、別に定める。

(聴講料等)

第 70 条 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生、聴講生及び研究生の聴講料等については、別表Ⅳのとおりとする。

(学則の準用)

第 71 条 科目等履修生、委託生、特別聴講生、履修証明プログラム生及び聴講生については、別に規定するほか、本学則を準用する。ただし、第 11 条及び第 26 条を準用しない。

附 則

本学則は、昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 36 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、昭和 61 年度から昭和 74 年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
	名
経営学部経営学科	450
経済学部経済学科	300
経済学部国際関係学科	150
法学部法律学科	450
計	1,320

附 則

- 1 本学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 年度から平成 11 年度までの間の入学定員は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科等	入学定員
	名
経営学部経営学科	410
経済学部経済学科	300
法学部法律学科	410
国際関係学部国際関係学科	200
計	1,320

- 3 本学則第 18 条第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 2 年度入学者から適用する。

附 則

本学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
経営学部経営学科	396名	382名	369名	355名	342名
経済学部経済学科	290	280	270	260	250
法学部法律学科	396	382	369	355	342
国際関係学部国際関係学科	196	192	186	182	176
計	1,278	1,236	1,194	1,152	1,110

附 則

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第24条第2項の30単位の制限は、国際関係学部ではこれを40単位とする。

附 則

1 本学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 24 条の 2 の第 1 項及び第 2 項は経営学部経営学科ホスピタリティ専攻に適用する。

附 則

本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 変更前の経営学部経営学科経営学専攻及びホスピタリティ専攻は、平成 21 年 4 月から学生募集を停止する。

3 経営学部経営学科経営学専攻及びホスピタリティ専攻は、変更後の学則にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまで存続するものとし、在学生在がなくなるのを待って廃止する。

附 則

本学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 経営学部経営学科ホスピタリティ専攻は、平成 26 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

本学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 経営学部経営学科経営学専攻は、平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、本学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。
- 3 平成30年度及び令和元年度に変更前の第35条第3号により除籍となった学生は、変更前の第36条第2項を適用できるものとする。

(参考)

旧第35条

(3)第18条第2項に定める必要な単位を正当な理由なく修得しない者

旧第36条

4 第35条第3号により除籍された者が、保証人連署のうえ再入学を願い出たときは、除籍後翌々年の学年の初めに限り、当該教授会の意見を聴いて、学長がこれを許可できる。

(別表Ⅰ)

(別表Ⅱ)

附 則

- 1 本学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。

附 則

- 1 本学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年4月1日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。
- 3 前項にかかわらず、別表Ⅰ・Ⅱについては、令和6年度以降の入学生に適用し、令和5年度以前の入学生に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 本学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第7条第1項に定める都市創造学部都市創造学科は、令和7年度から学生募集を停止し、同学科に令和7年3月31日時点で在籍している者の卒業を待って廃止する。
- 3 前項に従い、都市創造学部都市創造学科は、同学科に令和7年3月31日時点で在籍している者が卒業するまで存続する。学生募集停止から学部廃止までの移行期間の同学科の管理運営については、別に定める。

(第15条 別表Ⅰ)

(第16条 別表Ⅱ)

(第47条 別表Ⅲ)

(第70条 別表Ⅳ)

別表 I

社会学部 現代社会学科 授業科目

単位数に（ ）のあるものは、その年次でも開講することを表す。

区分	授 業 科 目	年次、必修、選択の区別及び単位数								備 考
		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
全 学 共 通 科 目	日本語Ⅰ（留）	1								外国人留学生対象科目
	日本語Ⅱ（留）	1								外国人留学生対象科目
	日本語Ⅲ（留）	1								外国人留学生対象科目
	日本語Ⅳ（留）	1								外国人留学生対象科目
	日本語Ⅴ（留）	1								外国人留学生対象科目
	日本語Ⅵ（留）	1								外国人留学生対象科目
	日本語Ⅶ（留）	1								外国人留学生対象科目
	日本語Ⅷ（留）	1								外国人留学生対象科目
	英語Ⅰ		2							選択必修科目
	英語Ⅱ		2							選択必修科目
	総合英語Ⅰ		1							選択必修科目
	総合英語Ⅱ		1							選択必修科目
	アラビア語初級Ⅰ		1							選択必修科目
	アラビア語初級Ⅱ		1							選択必修科目
	アラビア語初級Ⅲ		1							選択必修科目
	アラビア語初級Ⅳ		1							選択必修科目
	中国語初級Ⅰ		1							選択必修科目
	中国語初級Ⅱ		1							選択必修科目
	中国語初級Ⅲ		1							選択必修科目
	中国語初級Ⅳ		1							選択必修科目
	ドイツ語初級Ⅰ		1							選択必修科目
	ドイツ語初級Ⅱ		1							選択必修科目
	ドイツ語初級Ⅲ		1							選択必修科目
	ドイツ語初級Ⅳ		1							選択必修科目
	フランス語初級Ⅰ		1							選択必修科目
	フランス語初級Ⅱ		1							選択必修科目
	フランス語初級Ⅲ		1							選択必修科目
	フランス語初級Ⅳ		1							選択必修科目
ヒンディー語初級Ⅰ		1							選択必修科目	
ヒンディー語初級Ⅱ		1							選択必修科目	
ヒンディー語初級Ⅲ		1							選択必修科目	
ヒンディー語初級Ⅳ		1							選択必修科目	
インドネシア語初級Ⅰ		1							選択必修科目	
インドネシア語初級Ⅱ		1							選択必修科目	
インドネシア語初級Ⅲ		1							選択必修科目	
インドネシア語初級Ⅳ		1							選択必修科目	
韓国語初級Ⅰ		1							選択必修科目	
韓国語初級Ⅱ		1							選択必修科目	
韓国語初級Ⅲ		1							選択必修科目	
韓国語初級Ⅳ		1							選択必修科目	
モンゴル語初級Ⅰ		1							選択必修科目	
モンゴル語初級Ⅱ		1							選択必修科目	
モンゴル語初級Ⅲ		1							選択必修科目	
モンゴル語初級Ⅳ		1							選択必修科目	
ポルトガル語初級Ⅰ		1							選択必修科目	
ポルトガル語初級Ⅱ		1							選択必修科目	
ポルトガル語初級Ⅲ		1							選択必修科目	
ポルトガル語初級Ⅳ		1							選択必修科目	
ロシア語初級Ⅰ		1							選択必修科目	
ロシア語初級Ⅱ		1							選択必修科目	
ロシア語初級Ⅲ		1							選択必修科目	
ロシア語初級Ⅳ		1							選択必修科目	
スペイン語初級Ⅰ		1							選択必修科目	
スペイン語初級Ⅱ		1							選択必修科目	
スペイン語初級Ⅲ		1							選択必修科目	
スペイン語初級Ⅳ		1							選択必修科目	

区分	授 業 科 目	年次、必修、選択の区別及び単位数								備 考
		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
全 学	タイ語初級Ⅰ		1							選択必修科目
	タイ語初級Ⅱ		1							選択必修科目
	タイ語初級Ⅲ		1							選択必修科目
	タイ語初級Ⅳ		1							選択必修科目
	ベトナム語初級Ⅰ		1							選択必修科目
	ベトナム語初級Ⅱ		1							選択必修科目
	ベトナム語初級Ⅲ		1							選択必修科目
	ベトナム語初級Ⅳ		1							選択必修科目
	心理学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	選択必修科目
	心理学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	選択必修科目
	国際関係論Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	選択必修科目
	国際関係論Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	選択必修科目
	中国研究Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	選択必修科目
	中国研究Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	選択必修科目
	東南アジア研究Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	選択必修科目
	東南アジア研究Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	選択必修科目
文章表現		2		(2)		(2)		(2)	選択必修科目	
情報と社会Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	選択必修科目	
アジアを知る12章		2		(2)		(2)		(2)	選択必修科目	
共 通 科 目	<言語と世界>									
	アラビア語中級Ⅰ				1					
	アラビア語中級Ⅱ				1					
	アラビア語中級Ⅲ				1					
	アラビア語中級Ⅳ				1					
	中国語中級Ⅰ				1					
	中国語中級Ⅱ				1					
	中国語中級Ⅲ				1					
	中国語中級Ⅳ				1					
	ドイツ語中級Ⅰ				1					
	ドイツ語中級Ⅱ				1					
	ドイツ語中級Ⅲ				1					
	ドイツ語中級Ⅳ				1					
	フランス語中級Ⅰ				1					
	フランス語中級Ⅱ				1					
	フランス語中級Ⅲ				1					
	フランス語中級Ⅳ				1					
	ヒンディー語中級Ⅰ				1					
	ヒンディー語中級Ⅱ				1					
	ヒンディー語中級Ⅲ				1					
	ヒンディー語中級Ⅳ				1					
	インドネシア語中級Ⅰ				1					
	インドネシア語中級Ⅱ				1					
	インドネシア語中級Ⅲ				1					
	インドネシア語中級Ⅳ				1					
	韓国語中級Ⅰ				1					
	韓国語中級Ⅱ				1					
	韓国語中級Ⅲ				1					
	韓国語中級Ⅳ				1					
	モンゴル語中級Ⅰ				1					
	モンゴル語中級Ⅱ				1					
	モンゴル語中級Ⅲ				1					
モンゴル語中級Ⅳ				1						
ポルトガル語中級Ⅰ				1						
ポルトガル語中級Ⅱ				1						
ポルトガル語中級Ⅲ				1						
ポルトガル語中級Ⅳ				1						
ロシア語中級Ⅰ				1						
ロシア語中級Ⅱ				1						
ロシア語中級Ⅲ				1						
ロシア語中級Ⅳ				1						

区分	授 業 科 目	年次、必修、選択の区別及び単位数								備 考	
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択		
全	スペイン語中級Ⅰ				1						
	スペイン語中級Ⅱ				1						
	スペイン語中級Ⅲ				1						
	スペイン語中級Ⅳ				1						
	タイ語中級Ⅰ				1						
	タイ語中級Ⅱ				1						
	タイ語中級Ⅲ				1						
	タイ語中級Ⅳ				1						
	ベトナム語中級Ⅰ				1						
	ベトナム語中級Ⅱ				1						
	ベトナム語中級Ⅲ				1						
	ベトナム語中級Ⅳ				1						
	英語コミュニケーションⅠ		1	(1)			(1)		(1)		
	英語コミュニケーションⅡ		1	(1)			(1)		(1)		
	英語コミュニケーションⅢ		1	(1)			(1)		(1)		
	英語コミュニケーションⅣ		1	(1)			(1)		(1)		
英語コミュニケーションⅤ		1	(1)			(1)		(1)			
英語コミュニケーションⅥ		1	(1)			(1)		(1)			
英語コミュニケーションⅦ		1	(1)			(1)		(1)			
英語コミュニケーションⅧ		1	(1)			(1)		(1)			
学	中国語コミュニケーションⅠ		1		(1)		(1)		(1)		
	中国語コミュニケーションⅡ		1		(1)		(1)		(1)		
	中国語コミュニケーションⅢ		1		(1)		(1)		(1)		
	中国語コミュニケーションⅣ		1		(1)		(1)		(1)		
	ドイツ語コミュニケーションⅠ		1		(1)		(1)		(1)		
	ドイツ語コミュニケーションⅡ		1		(1)		(1)		(1)		
	ドイツ語コミュニケーションⅢ		1		(1)		(1)		(1)		
	ドイツ語コミュニケーションⅣ		1		(1)		(1)		(1)		
	フランス語コミュニケーションⅠ		1		(1)		(1)		(1)		
	フランス語コミュニケーションⅡ		1		(1)		(1)		(1)		
	フランス語コミュニケーションⅢ		1		(1)		(1)		(1)		
	フランス語コミュニケーションⅣ		1		(1)		(1)		(1)		
	韓国語コミュニケーションⅠ		1		(1)		(1)		(1)		
	韓国語コミュニケーションⅡ		1		(1)		(1)		(1)		
	韓国語コミュニケーションⅢ		1		(1)		(1)		(1)		
	韓国語コミュニケーションⅣ		1		(1)		(1)		(1)		
共	スペイン語コミュニケーションⅠ		1		(1)		(1)		(1)		
	スペイン語コミュニケーションⅡ		1		(1)		(1)		(1)		
	スペイン語コミュニケーションⅢ		1		(1)		(1)		(1)		
	スペイン語コミュニケーションⅣ		1		(1)		(1)		(1)		
	American Issues				2		(2)		(2)		
	Global Studies				2		(2)		(2)		
	アジアの伝統文化		2		(2)		(2)		(2)		
	西洋史Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)		
	西洋史Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)		
	東洋史Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)		
	東洋史Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)		
	日本史Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)		
	日本史Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)		
	通	中国語応用Ⅰ				1		(1)		(1)	
		中国語応用Ⅱ				1		(1)		(1)	
		中国語応用Ⅲ				1		(1)		(1)	
中国語応用Ⅳ					1		(1)		(1)		
ドイツ語応用Ⅰ					1		(1)		(1)		
ドイツ語応用Ⅱ					1		(1)		(1)		
ドイツ語応用Ⅲ					1		(1)		(1)		
ドイツ語応用Ⅳ					1		(1)		(1)		
フランス語応用Ⅰ					1		(1)		(1)		
フランス語応用Ⅱ					1		(1)		(1)		
フランス語応用Ⅲ					1		(1)		(1)		
フランス語応用Ⅳ					1		(1)		(1)		
科		中国語応用Ⅰ				1		(1)		(1)	
		中国語応用Ⅱ				1		(1)		(1)	
		中国語応用Ⅲ				1		(1)		(1)	
		中国語応用Ⅳ				1		(1)		(1)	
	ドイツ語応用Ⅰ				1		(1)		(1)		
	ドイツ語応用Ⅱ				1		(1)		(1)		
	ドイツ語応用Ⅲ				1		(1)		(1)		
	ドイツ語応用Ⅳ				1		(1)		(1)		
目	フランス語応用Ⅰ				1		(1)		(1)		
	フランス語応用Ⅱ				1		(1)		(1)		
	フランス語応用Ⅲ				1		(1)		(1)		
	フランス語応用Ⅳ				1		(1)		(1)		

区分	授 業 科 目	年次、必修、選択の区別及び単位数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
全	韓国語応用Ⅰ				1		(1)		(1)	
	韓国語応用Ⅱ				1		(1)		(1)	
	韓国語応用Ⅲ				1		(1)		(1)	
	韓国語応用Ⅳ				1		(1)		(1)	
	ロシア語応用Ⅰ				1		(1)		(1)	
	ロシア語応用Ⅱ				1		(1)		(1)	
	ロシア語応用Ⅲ				1		(1)		(1)	
	ロシア語応用Ⅳ				1		(1)		(1)	
	スペイン語応用Ⅰ				1		(1)		(1)	
	スペイン語応用Ⅱ				1		(1)		(1)	
	スペイン語応用Ⅲ				1		(1)		(1)	
	スペイン語応用Ⅳ				1		(1)		(1)	
	海外語学実習Ⅰ		1		(1)		(1)		(1)	
	海外語学実習Ⅱ		1		(1)		(1)		(1)	
	海外語学実習Ⅲ		1		(1)		(1)		(1)	
	海外語学実習Ⅳ		1		(1)		(1)		(1)	
	教養基礎 (歴史からみた異文化交流)		2		(2)					
	教養基礎 (Urban Problems and Urban Planning)		2		(2)					
	Doing History Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	Doing History Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
アメリカン・スタディーズⅠ				2		(2)		(2)		
アメリカン・スタディーズⅡ				2		(2)		(2)		
アジアン・スタディーズⅠ				2		(2)		(2)		
アジアン・スタディーズⅡ				2		(2)		(2)		
共	中級日本語Ⅰ				1					外国人留学生対象科目
	中級日本語Ⅱ				1					外国人留学生対象科目
	中級日本語Ⅲ				1					外国人留学生対象科目
	中級日本語Ⅳ				1					外国人留学生対象科目
	中級日本語Ⅴ				1					外国人留学生対象科目
	中級日本語Ⅵ				1					外国人留学生対象科目
	上級日本語Ⅰ				1					外国人留学生対象科目
	上級日本語Ⅱ				1					外国人留学生対象科目
	上級日本語Ⅲ				1					外国人留学生対象科目
	上級日本語Ⅳ				1					外国人留学生対象科目
通	<表現と芸術>									
	西洋文学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	西洋文学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	中国文学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	中国文学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	ヨーロッパの芸術と文化Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	ヨーロッパの芸術と文化Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	創造の世界Ⅰ (ことばとイマジネーション)		2		(2)		(2)		(2)	
	創造の世界Ⅱ (アニメーションの世界)		2		(2)		(2)		(2)	
	日本の表象文化		2		(2)		(2)		(2)	
	日本文学 (中古)		2		(2)		(2)		(2)	
	日本文学 (中世)		2		(2)		(2)		(2)	
	日本文学 (近世)		2		(2)		(2)		(2)	
	日本文学 (近現代)		2		(2)		(2)		(2)	
	文章作成技法				2		(2)		(2)	
	表現とメディアⅠ				2		(2)		(2)	
	表現とメディアⅡ				2		(2)		(2)	
	詩と詩論				2		(2)		(2)	
	日本の伝統芸能		2		(2)		(2)		(2)	
	日本の美術		2		(2)					
目	教養基礎 (近現代日本の文化と表現)		2		(2)					
	教養基礎 (現代文学入門)		2		(2)					
	教養基礎 (チェスと文学)		2		(2)					
	教養基礎 (理論で読む現代文学)		2		(2)					
	教養基礎 (多様性とアートの教育学)		2		(2)					
	<人間と社会>									
	経済学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	経済学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	

区分	授 業 科 目	年次、必修、選択の区別及び単位数								備 考
		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
全	現代教養特講		2		(2)		(2)		(2)	
	災害救援活動論		2		(2)		(2)		(2)	
	社会思想史Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	社会思想史Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	宗教学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	宗教学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	女性学		2		(2)		(2)		(2)	
	政治学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	政治学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	地誌学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	地誌学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	日本思想史Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	日本思想史Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	文化人類学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
文化人類学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)		
学	法学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	法学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	建学の精神を考える		2		(2)					
	<こころとからだ>									
	哲学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	哲学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	倫理学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	倫理学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	心とからだの健康学		2		(2)		(2)		(2)	
	スポーツ実習		1		(1)		(1)		(1)	
	スポーツ科学概論		2		(2)		(2)		(2)	
	救急処置・予防法		2		(2)		(2)		(2)	
	スポーツ心理学		2		(2)		(2)		(2)	
	スポーツ生理学		2		(2)		(2)		(2)	
共	人体の構造と機能		2		(2)		(2)		(2)	
	スポーツトレーニング論				2		(2)		(2)	
	スポーツの技術と戦術				2		(2)		(2)	
	スポーツの測定と評価				2		(2)		(2)	
	リーダーシップとコーチング				2		(2)		(2)	
	<情報と自然・環境>									
	情報と社会Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	情報リテラシー		2		(2)		(2)		(2)	
	宇宙と物質		2		(2)		(2)		(2)	
	環境科学		2		(2)		(2)		(2)	
	自然科学入門Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	自然科学入門Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	数学入門Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	数学入門Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
科	生物学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	生物学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	地理学Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	地理学Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	統計学入門Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	統計学入門Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	基礎数理Ⅰ		2		(2)		(2)		(2)	
	基礎数理Ⅱ		2		(2)		(2)		(2)	
	基礎数理Ⅲ				2		(2)		(2)	
	基礎数理Ⅳ				2		(2)		(2)	
	プログラミング言語Ⅰ				2		(2)		(2)	
	プログラミング言語Ⅱ				2		(2)		(2)	
	データサイエンス入門				2		(2)		(2)	
	データサイエンス応用プロジェクトⅠ				2		(2)		(2)	
データサイエンス応用プロジェクトⅡ				2		(2)		(2)		
表計算とデータサイエンス				2		(2)		(2)		
目	<人生と進路>									
	キャリアデザイン		2		(2)					
	キャリア・インターンシップ				2					
	総合学術演習Ⅰ						4			
	総合学術演習Ⅱ							4		

区分	授 業 科 目	年次、必修、選択の区別及び単位数								備 考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
専	基礎ゼミナールⅠ	2								
	基礎ゼミナールⅡ	2								
	卒業研究ゼミナールⅠ					2				
	卒業研究ゼミナールⅡ					2				
	卒業研究ゼミナールⅢ							2		
	卒業研究ゼミナールⅣ							2		
	社会学入門	2								
	社会調査入門	2								
	ITパスポート入門					1				
	ゲームニクス概論		2							選択必修科目
ビジネス経済概論		2							選択必修科目	
社会心理学概論				2					選択必修科目	
経営学概論				2					選択必修科目	
ゼロから学ぶPCスキル		2							選択必修科目	
ゼロから学ぶプログラミング		2							選択必修科目	
社会調査の方法		2							選択必修科目	
量的調査基礎（統計学）					2				選択必修科目	
質的調査基礎（資料分析）					2				選択必修科目	
データ活用実習					2				選択必修科目	
量的調査法（統計分析）					2				選択必修科目	
質的調査法（インタビュー）					2				選択必修科目	
消費社会論		2								
遊びの社会学					2					
サブカルチャー論Ⅰ					2					
サブカルチャー論Ⅱ					2					
ゲーム産業論					2					
クリエイティブ産業論					2					
テーマパークの社会学							2			
消費者行動論							2			
コンテンツ産業論							2			
アートと社会							2			
ソーシャルネットワーク論		2								
街づくり論					2					
異文化コミュニケーション論					2					
家族社会論					2					
NPO・NGO論					2					
地域コミュニティ論							2			
福祉社会論							2			
少子高齢化社会論							2			
都市空間論							2			
共生社会論							2			
組織と社会							2			
建築デザインと社会					2					
グローバル市場戦略論					2					
会計情報基礎					2					
会計情報概論					2					
アジアの都市と社会					2					
マーケティング論					2					
リスクマネジメント					2					
現代国際金融論							2			
PPP/PFIと都市開発							2			
産業政策と産業構造							2			
イノベーション論							2			
空間デザイン演習							2			
メガシティ論							2			
ファイナンス論							2			
地域産業振興論							2			
都市計画論							2			

○社会学部現代社会学科卒業単位数 124単位

(内訳) 全学共通科目 36～51単位 専門教育科目 73～88単位

内訳の詳細及び履修方法等は、社会学部の履修の手引に示すこととする。

別表Ⅲ（学費関係）

1. 学費

入学金	授業料	施設設備料	休学在籍料	備考
230,000 円	経営・経済・法学部 760,000 円 国際関係・社会学部 800,000 円	260,000 円	春学期 60,000 円 秋学期 60,000 円	

（備考）上記は、令和7年度入学者から適用するものとし、令和6年度以前の入学者については従前どおりとする。

2. 課程諸費用 （省略）

3. 入学検定料 32,000 円

亜細亜大学学則

第 15 条 別表 I

- ・ 経営学部経営学科（省略）
- ・ 経営学部ホスピタリティ・マネジメント学科（省略）
- ・ 経済学部経済学科（省略）
- ・ 法学部法律学科（省略）
- ・ 国際関係学部国際関係学科（省略）
- ・ 国際関係学部多文化コミュニケーション学科（省略）
- ・ 都市創造学部都市創造学科（省略）

第 16 条 別表 II

- ・ 大学が独自に設定する科目（各学部共通）（省略）

第 70 条 別表 IV

- ・ 聴講料・受講料（省略）

亜細亜大学学則の変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

社会学部現代社会学科の設置に伴い、第3条第1項8号、第7条、第15条第2項別表Ⅰ（カリキュラム表）、第26条及び第47条別表Ⅲ（学費）を変更する。

2. 変更の時期

令和7年4月1日

以上

亜細亜大学学則 新旧対照表（案）

新					旧				
<p>（各学部・学科の目的）</p> <p>第3条 各学部・学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 社会学部現代社会学科は、社会学の知見と学問手法を基軸としつつ、他の社会諸科学の学問知識も生かしながら、現代社会の諸課題とその分析方法を学び、多様性の尊重と寛容の精神をもって、地域、企業、世界の現場で他者と協力して問題解決にあたることのできる人材を育成する。</p>					<p>（各学部・学科の目的）</p> <p>第3条 各学部・学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 都市創造学部都市創造学科は、経営学及び社会学の観点で都市を考察し、「ビジネス推進能力」、「社会調査能力」、「データ分析能力」を養い、活気と心地よさをもたらす未来都市のビジョンを打ち立て、実践できる人材を育成する。</p>				
<p>（学部・学科及び学生定員）</p> <p>第7条 本学に次の学部及び学科を置き、定員は次のとおりとする。</p>					<p>（学部・学科及び学生定員）</p> <p>第7条 本学に次の学部及び学科を置き、定員は次のとおりとする。</p>				
		入学定員	3年次 編入学定員	収容定員			入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
経営学部	経営学科	325名	15名	1,330名	経営学部	経営学科	325名	15名	1,330名
	ホスピタリティ・マネジメント学科	150名		600名		ホスピタリティ・マネジメント学科	150名		600名
	データサイエンス学科	80名		320名		データサイエンス学科	80名		320名
経済学部	経済学科	250名		1,000名	経済学部	経済学科	250名		1,000名
法学部	法律学科	320名		1,280名	法学部	法律学科	320名		1,280名
国際関係学部	国際関係学科	130名		520名	国際関係学部	国際関係学科	130名		520名
	多文化コミュニケーション学科	130名		520名		多文化コミュニケーション学科	130名		520名
社会学部	現代社会学科	145名		580名	都市創造学部	都市創造学科	145名		580名

<p>(学位)</p> <p>第 26 条 前条により卒業した者は、次の区別に従い、学士の学位を授与する。</p> <p>経営学部 学士(経営学)</p> <p>経済学部 学士(経済学)</p> <p>法学部 学士(法学)</p> <p>国際関係学部 学士(国際関係)</p> <p>社会学部 学士(社会学)</p> <p>附 則</p> <p>1 本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 改正前の第 7 条第 1 項に定める都市創造学部都市創造学科は、令和 7 年度から学生募集を停止し、同学科に令和 7 年 3 月 31 日時点で在籍している者の卒業を待って廃止する。</p> <p>3 前項に従い、都市創造学部都市創造学科は、同学科に令和 7 年 3 月 31 日時点で在籍している者が卒業するまで存続する。学生募集停止から学部廃止までの移行期間の同学科の管理運営については、別に定める。</p>	<p>(学位)</p> <p>第 26 条 前条により卒業した者は、次の区別に従い、学士の学位を授与する。</p> <p>経営学部 学士(経営学)</p> <p>経済学部 学士(経済学)</p> <p>法学部 学士(法学)</p> <p>国際関係学部 学士(国際関係)</p> <p>都市創造学部 学士(都市創造学)</p> <p>附 則</p> <p>1 本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 令和 5 年 4 月 1 日に在籍する学生に変更後の学則を適用する。</p>
---	---

※別表 I (授業科目関係) については、令和 7 年 3 月の理事会に改めて上程する。

別表Ⅲ（学費関係）

【新】

1. 学費

入学金	授業料	施設設備料	休学在籍料	備考
230,000 円	経営・経済・法学部 760,000 円 国際関係・社会学部 800,000 円	260,000 円	春学期 60,000 円 秋学期 60,000 円	

（備考）上記は、令和7年度入学者から適用するものとし、令和6年度以前の入学者については従前どおりとする。

2. 課程諸費用（省略）

3. 入学検定料 32,000 円

【旧】

1. 学費

入学金	授業料	施設設備料	休学在籍料	備考
230,000 円	経営・経済・法学部 760,000 円 国際関係・都市創造学部 800,000 円	260,000 円	春学期 60,000 円 秋学期 60,000 円	

（備考）上記は、令和2年度入学者から適用するものとし、平成31年度以前の入学者については従前どおりとする。

2. 課程諸費用（省略）

3. 入学検定料 32,000 円

教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、亜細亜大学学則第55条第2項に基づき、教授会の運営について定めるものとする。

(学部長・教務主任)

第2条 各学部には、学部長1名を置く。

- 2 学部長は、教授会の運営をつかさどる。
- 3 各学科には、教務主任1名を置く。
- 4 教務主任は、学部長を助け、命を受けて学部学科の運営をつかさどる。

(構成)

第3条 各教授会は、当該学部の専任教授をもって構成する。ただし、海外出張中の者、休職中の者及び病気その他の理由により引き続き2か月以上の欠勤中の者は、構成員に算入しない。

- 2 前項の規定に関わらず、当該学部長が必要と認めたときは、教授会に専任の准教授、講師、助教を加えることができる。
- 3 教授会が必要と認めたときは、その他の職員を陪席及び発言させることができる。

(招集)

第4条 教授会は、当該学部長が招集する。

- 2 当該学部長は、学長又は教授会構成員の3分の1以上の者から、会議に付すべき議題を示して会議の招集を請求された場合は、速やかに教授会を招集しなければならない。

(議長)

第5条 教授会の議長は、当該学部長とする。ただし、当該学部長にさしつかえがあるときには、出席専任教授の互選により議長を定める。

(成立)

第6条 教授会は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(審議事項)

第7条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)学生の入学、卒業及び課程の修了

(2)学位の授与

(3)教育課程の編成

(4)教員の教育研究業績の審査

(5)人事（採用・昇格）に関すること

(6) (1)～(5)に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下、「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議事録)

第8条 教授会は、毎回議事録を作成しなければならない。

2 議長は、議事録を認証し、他1名の出席専任教授とともに署名をしなければならない。

3 議事録は、事務局に保管し、学長及び各事務部署は閲覧及び複写することができる。

4 教授会の構成員は、当該教授会の議事録を閲覧することができる。

(事務所管)

第9条 この規程に関する事務所管は、教務部教学センターとする。

附 則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成 29 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

本規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。